

越谷市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

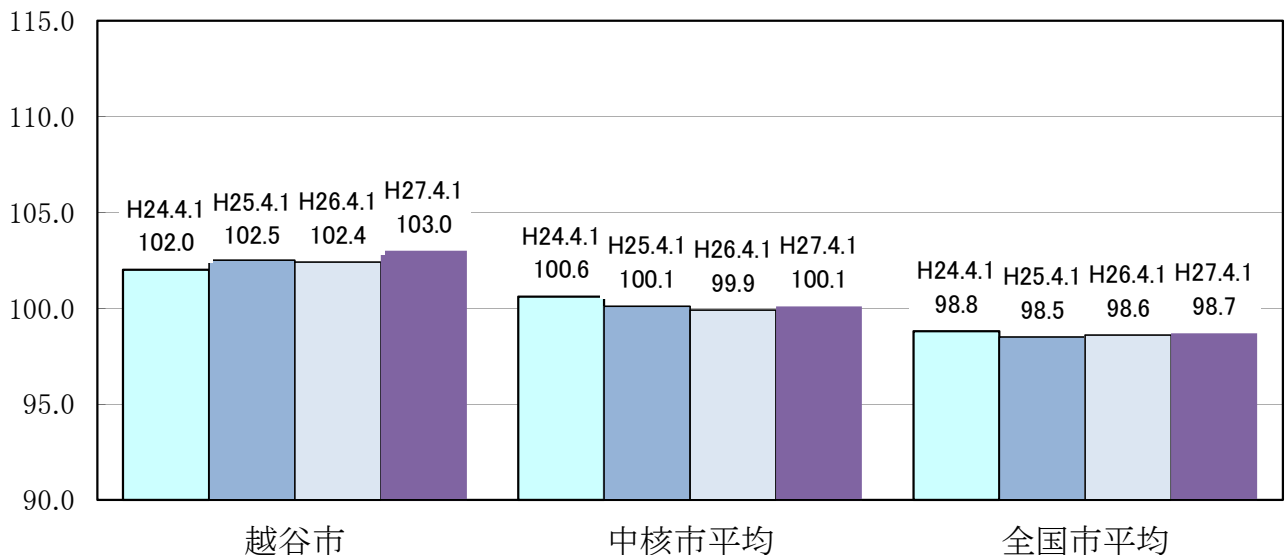
区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
平成26年度	333,736	91,669,187	3,440,701	16,888,240	18.4	18.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 (A)	給与				(参考) 一人当たり 給与費 (B/A)	(参考) 特例市平均 一人当たり給与 費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
平成26年度	1,970	7,151,508	1,644,752	2,783,917	11,580,177	5,878	6,378

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数である。
 2 中核市平均とは、中核市のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

ラスパイレス指数が100を超過している理由として、(1)給与構造改革の実施時期の相違（本市は平成19年度に実施）、(2)昇給抑制（国：4号俸→3号俸）を本市では未実施、(3)職員の給料表の「張り付き」が国とは異なる、などが主な原因と考えられる。

現在、高齢層職員の定期昇給の号給幅を抑制するとともに、高位号給から昇格した場合の給料月額の増加額を縮減するなどの取り組みを実施している。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給与表の見直し

〔実施〕

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日
(内容) 行政職給料表は、国の実施内容を踏まえ、平均で1.78%(最大で5.25%)の引き下げ。
その他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。
なお、激変緩和のため5年間(平成33年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準6%に対し、越谷市においても6%を支給。

③ その他の見直し

単身赴任手当について国に準じて見直しを実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成27年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
越谷市	40.5 歳	318,200 円	404,209 円	362,487 円
埼玉県	43.3 歳	335,158 円	427,918 円	383,875 円
国	43.5 歳	334,283 円	— 円	408,996 円
中核市	41.8 歳	323,570 円	420,468 円	369,585 円

② 技能労務職

区 分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
越谷市	40.2 歳	336 人	289,900 円	346,457 円	327,208 円
うち 清掃職員	38.3 歳	47 人	278,900 円	344,668 円	317,006 円
うち 学校給食員	38.6 歳	91 人	277,000 円	322,308 円	314,588 円
うち 守衛	45.5 歳	6 人	335,800 円	447,767 円	378,667 円
うち 用務員	43.3 歳	43 人	307,500 円	349,306 円	344,618 円
うち 自動車運転手	39.9 歳	13 人	293,800 円	385,132 円	334,877 円
うち その他	40.6 歳	136 人	294,300 円	354,083 円	330,695 円
埼玉県	54.5 歳	341 人	352,609 円	409,436 円	393,587 円
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	— 円	328,318 円
中核市	48.1 歳	281 人	332,281 円	396,638 円	365,790 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における職員の諸手当を除いた給料月額である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

<民間の類似職種に関する給与資料>

技能労務職員の給与等の比較にあたり、総務省より以下の参考資料（別表）の提供がある。

なお、本資料は、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査（賃金センサス）」における類似職種（5職種）についての①平均年齢、②平均給与月額（きまって支給する現金給与額）、③年収ベース（②を1.2倍したものに年間賞与とその他特別給与額を加えた試算値）に係る数値である。

※賃金構造基本統計調査（賃金センサス）

主要産業に雇用される常用労働者の賃金について、労働者の種類、職種、性別、年齢、学歴、勤続年数、経験年数別等を明らかにし、賃金構造の実態を詳細に把握することを目的として、昭和23年から毎年実施されている統計調査の一つ。

常用労働者10人以上の民営事業所、一部公営事業所、常用労働者5人～9人の民営事業所から一定の方法によって抽出された事業所が対象となっている。なお、常用労働者には、正社員・正職員以外のものや雇用期間の定めのあるもの等が含まれている。

【別表】「賃金構造基本統計調査」における5職種の平均年齢・平均給与月額等

(総務省参考資料)

職 種 区 分	平均年齢	平均給与月額	年収ベース	集計データ種別
廃棄物処理業(男女)	44.9 歳	289,500 円	3,952,300 円	全 国
調理士(男女)	41.7 歳	262,000 円	3,430,800 円	埼玉県
守衛(男女)	61.2 歳	182,600 円	2,273,500 円	埼玉県
用務員(男女)	54.6 歳	200,300 円	2,774,400 円	全 国
自家用乗用自動車運転者(男女)	57.5 歳	200,300 円	2,529,700 円	埼玉県

※ 数値は、3か年平均（平成24年度から平成26年度までの各年度の労働者数で加重平均したもの）である。

※ 「廃棄物処理業（男女）」については、産業別の数値の3か年平均（平成24年度から平成26年度までの各年度の労働者数で加重平均したもの）である。

(2) 職員の初任給の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		越 谷 市	埼 玉 県	国
一般行政職	大 学 卒	180,800 円	180,800 円	174,200 円
	高 校 卒	151,800 円	146,500 円	142,100 円
技能労務職	—	168,100 円	149,000 円	— 円

(注) 技能労務職の初任給については、採用時年齢を基準に決定しているため、18歳以上20歳未満の採用者の額とした。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

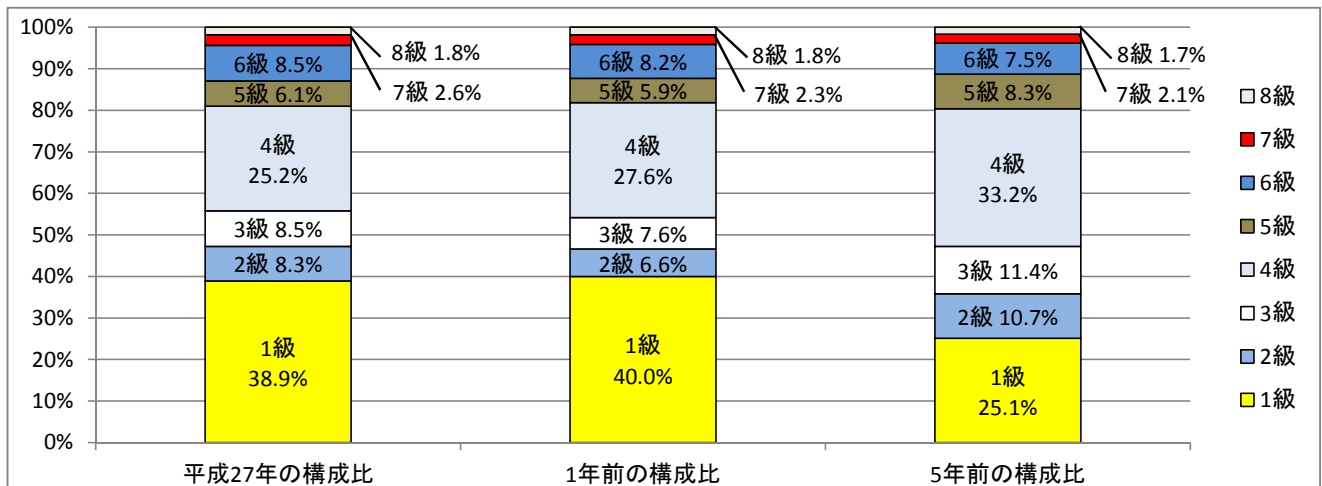
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	247,900 円	378,600 円	410,700 円	444,100 円
	高校卒	222,000 円	333,400 円	377,300 円	408,900 円
技能労務職	—	228,600 円	326,600 円	364,600 円	372,400 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事及び技師の職務又はこれに相当する職務	388 人	38.9 %	137,600 円	284,700 円
2級	主任の職務又はこれに相当する職務	83 人	8.3 %	224,600 円	354,700 円
3級	主査の職務又はこれに相当する職務	85 人	8.5 %	263,500 円	400,800 円
4級	主幹の職務又はこれに相当する職務	251 人	25.2 %	290,700 円	418,800 円
5級	1 副課長の職務又はこれに相当する職務 2 施設の長の職務	61 人	6.1 %	322,100 円	427,800 円
6級	課長及び調整幹の職務又はこれに相当する職務	85 人	8.5 %	367,500 円	456,200 円
7級	副部長の職務又はこれに相当する職務	26 人	2.6 %	414,100 円	478,200 円
8級	部長の職務又はこれに相当する職務	18 人	1.8 %	465,600 円	537,700 円

- (注) 1 越谷市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

平成19年4月1日から給与構造改革を実施し、勤務成績の反映を適切に行うため、これまでの1号給の昇給幅を4分割した給料表に切り替えています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

越 谷 市	埼 玉 県	国
1人当たり平均支給額（平成26年度） 1,413 千円	1人当たり平均支給額（平成26年度） 1,649 千円	—
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.50 月分 (1.45) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

(2) 退職手当（平成27年4月1日現在）

越 谷 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (割増率2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	1,723 千円	23,696 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（平成27年4月1日）

支給実績（平成26年度普通会計決算）		441,266 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度普通会計決算）		224 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
越谷市	6 %	1,970 人	6 %
地域手当補正後ラスパイレス指数 (ラスパイレス指数)		103.0 (103.0)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)

(4) 特殊勤務手当（平成27年4月1日現在）

支給実績（平成26年度普通会計決算）	35,231 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成26年度普通会計決算）	71,462 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成26年度）	25.0 %

手当の種類（手当数）		19	
手当の名称	主な支給対象職員及び業務	支給実績※ （平成26年度決算）	左記職員に対する支給単価
(1) 税務職員手当	市税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の賦課、徴収に関する事務に従事した職員	4,685千円	給料月額2% （上限3,500円/月）
(2) 徴収手当	臨戸により市税の滞納整理に従事した職員	0千円	150円/日
(3) 防疫作業手当	①感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護 ②感染症が発生し、又は発生するおそれがある区域内において行う消毒及び感染症の病原体に汚染された物件又は汚染された疑いがある物件の処理 ③伝染性疾病等の病原体を保有する獣畜又は保有する疑いのある獣畜に対する防疫 ④人体に有害な薬品を使用して行う植物の防疫 左記の業務に従事した職員	0千円	290円/日
(4) 行旅病死取扱手当	行旅病人の救護等に関する業務に従事した職員 行旅死亡人の処置等に関する業務に従事した職員	4千円	1,000円/回 2,000円/回
(5) 社会福祉業務手当	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第15条第1項第2号に規定する現業を行う職員及び市立病院において同様の業務を行う職員	5,673千円	7,000円/月
(6) 福祉施設指導員手当	福祉型児童発達支援センター及び医療型児童発達支援センターにおいて生活指導又は作業指導の業務に従事する職員	0千円	5,000円/月
(7) 特殊車両運転作業手当	①ショベルローダ、ブルドーザ等大型特殊車両の運転作業に従事する職員 ②上記に規定する車両以外で市長が別に定める特殊車両の運転作業に従事する職員	628千円	150円/日 100円/日
(8) 夜間特殊業務手当	守衛、消防職員又は市立病院に勤務する職員が、深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。）にわたり、正規の勤務時間として勤務した場合	11,759千円	5時間超 1,100円/回 2時間以上5時間以下 730円/回 2時間未満 410円/回
(9) 通信指令管制業務手当	消防職員が、通信、指令、管制業務に従事した消防職員	1,015千円	150円/日
(10) 機関員勤務手当	消防自動車の運転及びポンプの操作等機関員の勤務に従事した消防職員	3,829千円	180円/日
(11) はしご搭乗手当	はしご車搭乗、点検等の業務に従事した消防職員	511千円	100円/日
(12) 災害出動手当	火災及び水災事故等の災害に出動した消防職員	1,678千円	400円/回
(13) 救急出動手当	交通事故、災害等の救急現場に出動し、傷病者を病院等に収容し、又は現場手当を施した消防職員	6,820千円	150円/回
(14) 医師手当	市立病院の診療業務に従事する医師	44,063千円	50,000円/月
(15) 臨床検査手当	臨床検査技師、衛生検査技師又はこれに準ずる勤務を命ぜられている職員が、結核菌その他の病原体等を取扱う業務に従事した場合	801千円	150円/日
(16) 放射線取扱手当	①市立病院の放射線科医師、診療放射線技師又はこれに準ずる勤務を命ぜられている職員がエックス線その他の放射線を人体に照射し、若しくは放射性同位元素を取扱う業務又はこれらに付随する業務に従事した場合 ②上記の者以外の者が、診療のためエックス線その他の放射線を人体に照射し、若しくは放射性同位元素を取扱う業務又はこれらに付随する業務に従事した場合	1,514千円	230円/日 110円/日
(17) 早出勤手当	午前7時以前に正規の勤務時間として勤務する職員	517千円	450円/回
(18) 夜間看護等手当	①助産師、看護師若しくは准看護師又はこれらに準ずる職員が深夜にわたり、正規の勤務時間として看護等の業務に従事した場合 ②医療職給料表の適用を受ける職員のうち市長の定める職員が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し市長が定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事した場合	100,929千円	深夜全部 6,800円/回 4時間以上 3,300円/回 2時間以上4時間未満2,900円/回 2時間未満 2,000円/回 1,620円/回
(19) 解剖手当	医師、看護師、准看護師又は医療技術員等が死体を所定の方法で処理する業務に従事した場合	10千円	500円/体

※手当ごとの支給実績は特別会計及び病院事業会計に属する職員への支給額を含む。

(5) 時間外勤務手当

支給実績（平成26年度普通会計決算）	415,907 千円
職員1人当たり平均支給年額（26年度普通会計決算）	211 千円
支給実績（25年度普通会計決算）	432,544 千円
職員1人当たり平均支給年額（25年度普通会計決算）	224 千円

(6) その他の手当（平成27年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度普通会計決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成26年度普通会計決算)
扶養手当	配偶者 13,000円	同じ		191,156 千円	241,054 円
	扶養親族1人につき 6,500円	同じ			
	配偶者が無い場合 1人目 11,000円	同じ			
	満16歳～22歳の子に対する加算 5,000円	同じ			
住居手当	借家・賃貸等の場合 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 ※27,000円を限度に支給	同じ		185,786 千円	96,212 円
	自宅の場合 新築・購入後5年間 5,500円 上記以外 4,000円	異なる	国はH21.12.1 ～廃止		
通勤手当	交通機関等利用者／上限 55,000円 運賃等相当額	同じ		151,843 千円	85,353 円
	交通用具使用者／併用限度 55,000円 距離に応じた額(通勤距離 片道2km以上)	異なる	使用距離区分 に応じた支給 額が異なる		
管理職手当	部長 65,000円 参事 60,000円 副部長 55,000円 副参事 50,000円 課長 45,000円 主幹 40,000円 副課長 35,000円 副主幹 30,000円	同じ		125,960 千円	507,903 円
休日給	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務1時間につき勤務1時間あたりの給与額の100分の135を支給	同じ		85,787 千円	366,611 円
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時まで勤務する職員に対し、勤務1時間につき勤務1時間あたりの給与額の100分の25を支給	同じ		11,816 千円	49,439 円

5 特別職の給料等の状況（平成27年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市長	995,000 円	(参考) 中核市における最高/最低額 1,180,000 円 / 850,000 円
	副市長	835,000 円	960,000 円 / 748,600 円
議員報酬	議長	588,000 円	827,000 円 / 588,000 円
	副議長	529,000 円	748,000 円 / 529,000 円
	議員	515,000 円	700,000 円 / 510,000 円
期末手当	市長	(平成26年度支給割合)	
	副市長	4.10 月分	
退職手当	議長	(平成26年度支給割合)	
	副議長	4.10 月分	
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×35/100×115/100	19,223,400 円 任期ごとに支給
	備考	給料月額×在職月数×21/100×115/100	9,679,320 円 任期ごとに支給

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

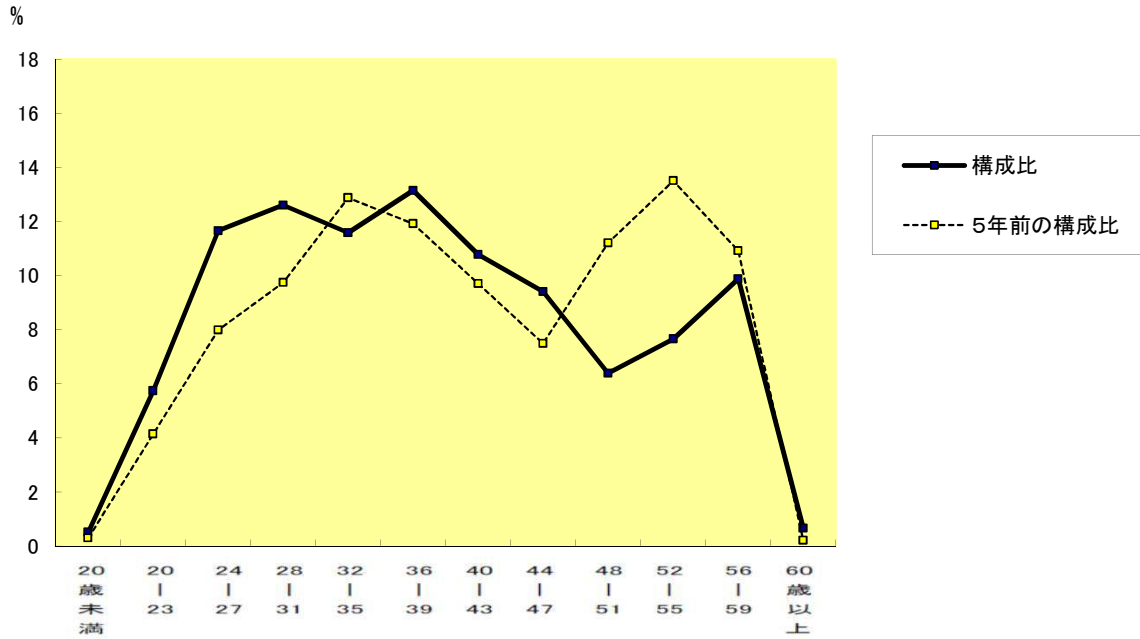
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
			平成26年	平成27年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	13	13	0	
		総務	329	331	2	業務体制の充実のための増員
		税務	104	105	1	社会保障・税番号制度対応のための増員
		労働	2	2	0	
		農水	24	24	0	
		商工	19	20	1	観光振興関連業務体制の充実のための増員
		土木	164	160	▲ 4	業務体制の見直しによる減員 区画整理事業関連業務の縮小による減員
		民生	546	571	25	権限移譲対応のための増員 保育体制の充実のための増員 子育て支援業務の充実のための増員 障害者支援業務体制の強化のための増員
		衛生	174	209	35	保健所開設に伴う増員
		計	1,375	1,435	60	<参考> 人口1万人当たり職員数 43.00 人 (中核市の人口1万人当たり職員数 43.64 人)
	教育部門	279	283	4	権限移譲対応のための増員	
	消防部門	317	322	5	消防業務体制の充実のための増員	
	小 計	1,971	2,040	69	<参考> 人口1万人当たり職員数 61.13 人 (中核市の人口1万人当たり職員数 61.12 人)	
公営企業等部門	病院	587	604	17	医療、看護体制の充実のための増員	
	下水道	21	21	0		
	その他	89	89	0		
	小 計	697	714	17		
合 計		2,668 [2,706]	2,754 [2,794]	86 [+88]	<参考> 人口1万人当たり職員数 82.52 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成27年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳以上	計
職員数	14人	158人	321人	347人	319人	362人	297人	259人	176人	211人	272人	18人	2,754人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	過去5年間の増減数 (率)
一般行政	1,208	1,236	1,286	1,351	1,375	1,435	227 (18.8 %)
教育	262	263	270	276	279	283	21 (8.0 %)
消防	296	304	300	309	317	322	26 (8.8 %)
普通会計計	1,766	1,803	1,856	1,936	1,971	2,040	274 (15.5 %)
公営企業等会計計	625	632	658	686	697	714	89 (14.2 %)
総合計	2,391	2,435	2,514	2,622	2,668	2,754	363 (15.2 %)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。